

令和6年6月21日
神戸税関

お知らせ

令和6年7月1日より、当関業務部の担当事務を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

担当事務	変更前	変更後
○減免税関係（法令及び通達の解釈及び適否に関する事務） ○戻し税に関する事務	【部門名】 通関総括第4部門 【電話番号】 078-333-4411 【FAX番号】 078-333-3187	【部門名】 通関総括第2部門 【電話番号】 078-333-3066 【FAX番号】 078-333-3187
○事後調査の結果に基づく修正申告に関する事務（注1、2）	【部門名】 各通関担当部門	【部門名】 特別審査官（第2担当） 【電話番号】 078-333-3153 【FAX番号】 078-333-3187

（注1）本関業務部（3A）に当初申告された申告に限る。

（注2）令和6年6月30日以前に修正申告の申出をしたもの及び自主修正によるものは、引き続き各通関担当部門にて対応。

輸出入申告の提出先部門等一覧

(本関及び本関出張所：令和6年7月1日～)

官署	提出部門	部門コード (システム設定)	区分	代表統番(税番)
本 関	通関総括第1・2部門	00	輸 出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～第4部第24類、第22部(特殊取扱品)、9801、9901～9904、9906、9909～9922、9930、9955、9981
	通関第2部門	02		第5部第25類～第7部第40類、第22部(特殊取扱品)、9802、9907、9923、9931～9938、9956～9958、9982
	通関第3部門	03		第8部第41類～第15部第83類、第22部(特殊取扱品)、9803、9905、9908、9924～9929、9939～9952、9959～9963、9983
	通関第4部門	04		第16部第84類～第21部第97類、第22部(特殊取扱品)、9804、9953～9954、9984、プラント扱い貨物
	夜間・休日通関窓口	88		全品目(執務時間外に申告するものに限る。)
	収納課	05	輸 入	定率法第16条
六甲アイランド	通関総括第1・2部門	00	輸 出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～第4部第24類、第22部(特殊取扱品)、9801、9901～9904、9906、9909～9922、9930、9955、9981
	通関第2部門	02		第5部第25類～第7部第40類、9802、9907、9923、9931～9938、9956～9958、9982
	通関第3部門	03		第8部第41類～第15部第83類、第22部(特殊取扱品)、9803、9905、9908、9924～9929、9939～9952、9959～9963、9983
	通関第4部門	04		第16部第84類～第21部第97類、第22部(特殊取扱品)、9804、9953～9954、9984、プラント扱い貨物
	通関第5部門	05		マニュアル申告
	収納課	20	輸 入	定率法第16条
ポートアイランド	通関総括第1・2部門	00	輸 出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～第4部第24類、第22部(特殊取扱品)、9801、9901～9904、9906、9909～9922、9930、9955、9981
	通関第2部門	02		第5部第25類～第7部第40類、9802、9907、9923、9931～9938、9956～9958、9982
	通関第3部門	03		第8部第41類～第15部第83類、第22部(特殊取扱品)、9803、9905、9908、9924～9929、9939～9952、9959～9963、9983
	通関第4部門	04		第16部第84類～第21部第97類、第22部(特殊取扱品)、9804、9953～9954、9984、プラント扱い貨物
	通関第5部門	05		マニュアル申告
	収納課	20	輸 入	定率法第16条

- (注) 1. 第98類とは、定率法第14条第18号(1万円以下のもの)をシステム処理するためのシステム用HSコードである。
2. 第99類とは、少額輸入貨物(課税価格の合計が20万円以下)をシステム処理するためのシステム用HSコードである。
3. 下線部分に変更・追記箇所を表わす。